

専門委員会の運用

作成：平成28年5月9日
 (一社)電気学会 事業サービス課

委員会名		第1種専門委員会		第2種専門委員会		
		調査専門委員会	研究専門委員会	協同研究委員会	特別専門委員会	
活動形態		本学会内の発議による研究調査活動として計画し、部門の事業計画・予算として組み込むもの		他学会との境界領域も含む範囲を対象とし、自由な活動形式をとるもの。設置期間は原則として2年以内とする。		
設置目的		当該部門の基盤あるいは重点とする分野の特定の研究調査項目につき、活動の目的・範囲を明確にし、2～3年以内に完結するもの。研究調査を終了後は、原則として技術報告を提出して解散する。	原則として、他学会と共同で公開の研究会を企画・運営し、当該分野の技術の発達・普及を図るもの。設置期間については、少なくとも5年ごとにその継続の妥当性を審議する。この原則により難しい場合は、あらかじめ別に取り決めを定める。	委員からの参加負担金のみで運営されるもの。産学協同の研究調査、ワークショップ、シンポジウム、勉強会等。	本会外の団体あるいは企業等から研究調査委託金を受けて活動するもの。	
設置期間		2～3年間 (整理委員会：調査専門委員会解散後6ヶ月以内)	5年間	原則として2年間	委託元との契約による	
委員公募の有無		○	×	○	×	
設置承認機関		部門研究調査運営委員会		部門研究調査運営委員会（理事会に報告）	部門研究調査運営委員会及び理事会	
委員構成	委員長	原則として正員		原則として正員	原則として正員	
	委員	正員が占める比率は原則として3/4を下回らない。	正員が占める比率は原則として3/4を下回らない。	規程なし	規程なし	
	幹事	正員		正員	正員	
	幹事補佐	正員		正員	正員	
	備考	同一機関であっても、当該技術委員長の承認を得て複数名委員選出を認める。		同一委託企業等から選定可能な最大の委員数は3とする。		
委員への支払い	交通費	×	×	×	支払い可	
	日当	×	×	×	支払い可	
	報酬	×	×	×	支払い可	
	備考			ただし、委託側委員には支給しない。		
主な運用資金		各部門専門委員会費		各部門研究委員会費（含研究会活動補助金）	参加負担金	
委員会費用の取扱い	会合	会場費	各部門が負担	各部門が負担	参加負担金	受託金
	費	お茶代	各部門が負担	各部門が負担	参加負担金	受託金
	コピー代		委員会委員が負担	各部門が負担	参加負担金	受託金
	通信費		委員会委員が負担	各部門が負担	参加負担金	受託金
	備考		専門委員会経費の一部を助成するため、部門運営委員会の承認を経て、100周年記念基金による助成金交付を調査会議に申請することができる。（部門共通・運要5-1）			
提出書類	設置趣意書	○	○	○（含 活動費収支予算書、委員参加申込書）	○（含 収支予算書）	
	期末報告書	○（年度末毎）	○（収支報告書のみ要）	○（含 収支報告書）	○（含 収支報告書）	
	解散報告書	○	×	○	○（含 収支決算書）	
	議事録	○	○（技術委員会に提出）	○	○	
成果報告		次の①～⑤のいずれかとする。①技術報告②技術報告単行本③学会誌・部門誌への投稿④研究会での発表⑤全国大会・部門大会シンポジウムでの発表	不要	不要	研究調査結果報告書 特許等の成果の扱いについては、あらかじめ委託元と協議する。	
事務	会議室予約	委員会		委員会	委託元との契約による	
	会議室料支払	学会事務局		委員会	委託元との契約による	
	開催通知	委員会		委員会	委託元との契約による	
	資料コピー	委員会		委員会	委託元との契約による	
	資料送付	委員会		委員会	委託元との契約による	
	議事録作成	委員会		委員会	委託元との契約による	
	集金業務	なし	なし	委員会（現金収納、学会名の領収書発行）	現金または振込収納、請求書・領収書の発行業務は委員会からの依頼により学会事務局が行い、集金額の5%の手数料を学会に納める。（部門共通・運要5-1）	
発注・検収業務	なし	なし		1件当たり10万円以上のものは、委員会からの依頼により学会事務局が行う。（部門共通・運要5-1）		